

香川県報



号 外

平成 15 年

7月15日(火曜日)

条 例

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例 (医務国保課) 二
- 香川県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (障害福祉課) 二
- 香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (公安委員会) 三
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 七
- 香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例 () 七
- 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 () 七

本号で公布された条例のあらまし

香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第三十九号）

- 1 貸付けの要件となる就業予定施設等の多様性及び心身障害者福祉協会の廃止を踏まえ、当該施設等について所要の改正を行うこととした。
 - 2 平成十五年十月一日から施行することとした。
- 香川県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十号）
- 1 独立行政法人福祉医療機構法の施行に伴い、引用する法律及び法人を改めるなど所要の改正を行うこととした。
 - 2 平成十五年十月一日から施行することとした。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十一号）

- 1 古物営業法の一部改正により、古物競りあつせん業に係る業務の実施方法の認定に関する事務が創設されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十二号）

- 1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法及び独立行政法人水資源機構法の施行に伴い、引用する法律及び法人を改めることとした。
- 2 平成十五年十月一日から施行することとした。

香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十三号）

- 1 はり紙、はり札、立看板等の広告物に加え、ペニヤ板、プラスチック板、金属板等に直接広告を印刷した広告板、のぼり旗等の新たな形態の広告物が違法に多数掲出され、街の美観を著しく損ねるとともに、交通安全上も問題となつていことから、違法な広告物の抑制、その迅速な撤去、広告主に対する指導その他の措置を講ずるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の改正規定は公布の日から、一部の改正規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十四号）

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、高松市が処理することとしている優良宅地認定事務及び優良住宅認定事務の範囲を定める引用条項を改めることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

条 例

香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県条例第三十九号

香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年香川県条例第十五号）の一部を次のように改正す

る。

第三条第一項中「県内の次に掲げる施設等（第五号に掲げる施設にあつては、県外の施設を含む。）その他これらに類する施設等で規則で定めるもの」を「規則で定める医療施設等」に、「第六号及び第七号に掲げる施設等」を「特定医療施設等のうち規則で定めるもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

香川県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県条例第四十号

香川県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

香川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年香川県条例第二号）の一部を次のように改正す

る。

第一条中「死亡」を「が死亡し、又は著しい身体障害がある状態となつた」に、「制度」を「共済制度」に、「いだく」を「抱く」に改める。

第二条中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」を「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」

に、「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）を「独立行政法人福祉医療機構法（

平成十四年法律第六十六号）に、「第二十一条第三項の規定による」を「第十二条第三項の規定す

る」に改める。

第三条第四項中「第二十一条第二項に定める共済制度」を「第十二条第二項に規定する心身障害者

扶養共済制度」に改める。

第四条第一項中「この制度」を「共済制度」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に、「こ

の制度」を「共済制度」に改める。

第五条第一項中「この制度」を「共済制度」に改める。

第六条第二項中「第五条の二第二項」を「前条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「この制

度」を「共済制度」に改める。

第十四条第一項中「事業団」を「機構」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に、「前条

を「第十三条」に改める。

第十八条中「この制度」を「共済制度」に改める。

第十九条の二中「第二十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項の前の見出しを削り、同項中「この制度」を「共済制度」に改め、同項を附則第二項と

し、同項の前の見出しとして「(掛金の納付の特例)」を付し、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項中「附則第三項ただし書」を「附則第二項ただし書」に、「この制度」を「共済制度」

に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項中「附則第三項本文」を「附則第二項本文」に、「附則第三項」を「附則第二項」

に改め、同項を附則第五項とする。

附則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第四十一号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例(平成十二年香川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

四 古物競りあつせん業実施方法認定申請手数料

一件につき一万七千円

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第四十二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年香川県条例第三十七号)の一部を次

のように改正する。

別表第一第五号中「水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項(同項第

四号)」を「独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第二号

ロ及びハ並びに第四号)に改め、同表第十三号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・

運輸施設整備支援機構」に改める。

附則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県条例第四十三号

香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

香川県屋外広告物条例（昭和四十年香川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定に基づき、法第二条第一項の」を「第二条第一項に規定する」に、「について必要な規制を行い、もつて」を「及び広告物を掲出する物件に関する規制その他の必要な措置を講ずることにより、」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（県等の責務）

第一条の一県は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置が適正に行われるよう、事業者及び県民の理解を深めるための啓発、これらの者が行う自主的な活動の支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 法第二条第二項に規定する屋外広告業（以下「屋外広告業」という。）を営む者その他の事業者

は、前項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

3 県民は、第一項の規定により県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第一条に次の一号を加える。

六 国又は地方公共団体が設置した施設で美観風致の維持のため知事が指定するもの

第三条第二項中「又は立看板」を「立看板又はのぼり旗」に改める。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「表示する広告物及びこれを掲出する

物件」を「表示し、又は設置するもの」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「管理

の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件」を「当該土地又は物件にその管理のために

表示し、又は設置するもの」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 公共的団体が公共的目的をもつて一時的に表示し、又は設置するもので知事が認めるもの

第五条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「表示する広告物及びこれを掲出する物件」を「

表示し、又は設置するもの」に改め、同項第二号中「一時的に表示する広告物及びこれを掲出する

物件」を「一時的に表示し、又は設置するもの」に改め、同項第三号中「表示する広告物及びこれを

掲出する物件」を「表示し、又は設置するもの」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 車両、船舶等に表示され、又は設置されるもの

第十二条第一項を次のように改める。

広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、次の各号のいずれかに該当する場

合には、遅滞なく、当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなければならない。

一 この条例の規定による許可の期間が満了した場合

二 前条の規定により許可が取り消された場合

三 第六条に規定する広告物又は広告物を掲出する物件について、同条の規定により第一条又は第

四条の規定が適用されない期間が経過した場合

四 前三号に掲げる場合のほか、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する必要がな

くなつた場合

第十二条第二項中「この」を「前項の規定によりこの」に改める。

第十三条の見出しを「（措置命令等）」に改め、同条第一項中「又は第九条」を「若しくは第九条

第一項に、「者又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の下に「又は前条第一項の規定に違反して広告物若しくは広告物を掲出する物件を除却しなかつた者」を加え、同条第二項中「又は当

該」を「若しくは当該」に、「行ない」を「行い」に、「又は委任した」を「若しくは委任した」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「期限を」を「期間を」に、「期限まで」を「期間内」に、「知

事の」を「知事又はその」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、第二条から第四条まで又は第七条の規定に違反した広告物のはり札（ペニヤ板、ガラス

ツク板、金属板その他これらに類するもの（以下「ペニヤ板等」という。）に印刷、塗装その他の方法により直接着色し、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに

限る。以下この項において同じ。）又はのぼり旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で取り付けられているものに限る。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり札、立看板又はのぼり旗を自ら除却し、又はそ

の命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり札、立看板又はのぼり旗が表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかなら

のであつて、第一条から第四条まで又は第七条の規定に明らかに違反して表示されていると認めら

れるときに限る。

第十七条第一項中「法第二条第二項の屋外広告業（以下「屋外広告業」という。）」を「屋外広告

業」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は屋

外広告業を廃止したときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項に次の各号

を加える。

一 前項各号に掲げる事項に変更があつた場合

二 屋外広告業を廃止した場合

第二十條の見出しを「（屋外広告業を営む者に対する指導等）」に改め、同條の次に次の一條を加

える。

第二十條の一 広告主（屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示を委託し、又は依頼して当該

広告物の表示を行わせる者をいう。以下同じ。）は、その委託若しくは依頼に係る広告物又は当該

広告物を掲出する物件（以下この条において「委託広告物等」という。）がこの条例の規定に違反

して表示され、又は設置されることにより美観風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことが

ないよう、当該委託広告物等の表示、設置及び管理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならぬ。

2 知事は、委託広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより美観風

致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあるときは、当該委託広告物等の広告

主に対し、前項に規定する措置を講ずるよう指導することができる。

3 知事は、美観風致の維持又は公衆に対する危害の防止のため特に必要があると認めるときは、前

項の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該

勧告に従わないときは、その旨、当該勧告の内容並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。この場合において、知事は、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

第二十一条第二項中「の各号」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項第一号中「知事が」を削り、「若しくは第五号」を「第五号若しくは第六号」に改め、同項第二号中「第五号第一項第四号」を「第五号第一項第五号」に改める。

第二十二條第一項中「以内をもって」を「以内で」に改め、同条第二項中「知事がこれを任命又は」を「知事が」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 鉄道事業者の役員

第二十二條第二項第四号中「広告に関連する」を削り、同項第八号を削り、同条第三項中「二年」を「二年」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十二條第五項を次のように改める。

5 委員は、再任されることができる。

第二十五條中「若しくは第五号」を「第五号若しくは第六号」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第一条又は第三条の規定に違反した者

二 第四条の規定に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者

三 第九条第一項の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を改造した者

四 第十二條第一項第一号から第三号までの規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかつた者

五 第十七條第一項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者

六 第十七條第二項第一号の規定による届出をせず、又は同条第一項若しくは第二項第一号の規定による届出について虚偽の届出をした者

七 第十九條第二項の規定による知事の命令に違反した者

第二十條中「を求められて報告」を「若しくは資料の提出」に、「の報告」を「の報告若しくは資料の提出」に改める。

第二十一条中「その他」を「その他の」に、「前三条」を「前三条」に、「場合においては、」を「ときは、その」に、「対し」を「対しても」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(適用上の注意)

第三十二條 この条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

二 第三条第二項の改正規定、第十三条に一項を加える改正規定、第二十條の次に一條を加える改正

正規定及び第二十九条の改正規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十四号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十三の項中「第二十一条の第二項第十一号ハ、第六十二条の三第四項第十一号ハ」を「第二十一条の第二項第十一号ハ、第六十二条の三第四項第十二号ハ」に改め、同表三十四の項中「第二十一条の第二項第十二号ニ、第六十二条の三第四項第十二号ニ」を「第二十一条の第二項第十三号ニ、第六十二条の三第四項第十三号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています